

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審				控訴審				上告審							
后	主務官等	原告等	被告等	課税年度	争点等	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
東京	法人税	国(総務事務局長)	保	26/3	3	山崎松務官 加藤実査官	東京地方38		R5.5.24										
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	保	2/4	1	福田松務官 田中実査官	福岡地方1		R5.8.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16		相手側				
東京	法人税	国(千葉東税務署長)	保	1/6~ 2/8	2	相川松務官 羽島専門官	東京地方2		R5.6.22										
東京	所得税	国(大和税務署長)	保	28~2	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方51		R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12	R7.9.17		相手側				
札幌	国賠	国	未確定	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3		R5.8.4	R8.2.26	棄却								
札幌	国賠	国	未確定	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3		R5.8.4	R8.2.26	棄却								
札幌	国賠	国	保	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1		R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却	最高一小	R7.12.9	相手側
札幌	国賠	国	保	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1		R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却	最高一小	R7.12.9	相手側
関連	消費税	国(桐生税務署長)	保	28.12	1	深澤松務官 土屋専門官 小高実査官	東京地方36		R5.8.8	R7.1.24	棄却	東京高等5	R7.1.31	相手側	R7.7.31	棄却	最高二小	R7.8.12	相手側
広島	法人税	国(倉敷税務署長)	未確定	29/4~ 2/4/ 30/6~ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	東京地方38		R5.8.18	R7.11.21	棄却	東京高等12	R7.12.8		相手側				
高松	法人税	国(松山税務署長)	保	27/3~ 31/3	1	井上松務官 白石専門官	松山地方2		R5.8.23										
東京	法人税	国(八王子税務署長)	未確定	29/3~ 2/3	1	沼田主任松務官 武田総務主査	東京地方2		R5.8.24	R7.8.28	棄却								
福岡	所得税	国(小倉税務署長)	保	20~26	2	田中松務官 福田松務官 宮崎主査	福岡地方1		R5.10.2										
名古屋	相続税	国(浜松西税務署長)	保	1~27~ 30	1	小畑松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方2		R5.8.31	R7.6.12	棄却	東京高等17	R7.6.25	相手側	R8.1.28	棄却	東京高等17	R8.2.12	相手側

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審				控訴審				上告審					
届	支払目等	原告等	被告等	訴訟年 度	処分 番号	担当者	裁判所	事件番号	開始年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	開始年月日	判決日等	結果	
広島	法人税	国(岡山西 税務署長)	係属	1 原告が仮受金として計上していた金額及び関係会社の収益として計上していた金額に係る収益は、本件事業年度の原告の法人税の所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か。 2 原告に国税通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があるか否か。 (消費税)	30/8	2	足立訟務官 赤代専門官 福本実査官 白鳥実査官	岡山地方2		R6.8.8							
名古屋	所得税 (源泉)	国(静岡税 務署長)	係属	譲渡人が、原告より譲り受けた土地の簿価と時価の差額(経済的利益)は、譲渡人に対する所得税法28条1項に規定する給与等に該当するか否か。 本件家屋は措置法35条2項に規定する「居住の用に供している家屋」に該当するか否か。	2/7~ 2/12	1	森岡訟務官 水野主査 和久田実査官	東京地方38		R6.8.29							
名古屋	所得税 (譲渡)	国(名古屋 北税務署長)	未確定	原告が売却した未経過固定資産税等相当額は、本件各土地に係る譲渡所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきか否か。		2	1 小畑訟務官 服部実査官	名古屋地方9		R6.9.5	R8.3.12	棄却					
東京	法人税	国(芝税務 署長)	係属	(1)原告が業者に報酬として支払ったとする金員は、支払手数料として損金の額に算入されるか否か。 (2)各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (3)賃貸用不動産に係る譲渡収入及び譲渡原価は、益金の額及び損金の額に算入すべきか否か。 (4)原告に通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (5)平成21年12月期から平成23年12月期までの法人税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を経過して行われたものか否か。	21/12~ 26/12	1	檀原訟務官 廣川実査官	東京地方2		R6.7.12							
東京	所得税	国(芝税務 署長事務承 継者玉川税 務署長)	係属	(1)各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (2)原告が業者に対して支払ったとする金員は、雑費等として必要経費に算入されるか否か。 (3)原告に通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (4)平成21年分から平成23年分までの所得税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を経過して行われたものか否か。	21~26	1	檀原訟務官 秋山主査	東京地方2		R6.7.12							
関根	贈与税	国(上尾税 務署長)	未確定	原告が譲受けた株式について、相続税法7の「著しく低い価額の対価で財産の譲受を受けた場合」に該当し、当該譲渡の対価と財産評価基本通達により計算した評価額との差額に相当する金額を贈与による取戻したものとみなされるか。		1	2 宮地訟務官 長澤専門官 山本実査官	さいたま地方4		R6.9.5	R8.3.25	棄却					
札幌	法人税	国(網走税 務署長)	係属	1本件国庫補助金は、収益に計上されているか。 2各処分に係る理由附記に違法があるか否か。 3過去の調査で指摘されなかった経理処理を指摘したことは慣習就業の原則に違反するか。	3/3、4/3	1	松浦訟務官 郷専門官 澤田実査官	札幌地方2		R6.9.12							
関根	法人税	国(熊谷税 務署長)	係属	1 原告が役員の方掌変更に伴いその役員に対して退職金として支給した金員が損金の額に算入されない給与に該当するか、退職給与として損金の額に算入されるか。 2 調査が不十分な違法な課税処分か。	30/7	1	金高訟務官 板垣主査 富山実査官	さいたま地方4		R6.9.20							
高松	法人税	国(徳島税 務署長)	係属	(1)原告が計上した研究開発費は、本件各ソフトウェアの取得価額に算入すべきか。 (2)本件各ソフトウェアに適用される耐用年数は何年か。 ※ 開算制限の申立有り	30/3~ 3/3	3	大野訟務官 白石専門官 多田実査官	東京地方2		R6.9.20							
大阪	所得税 (譲渡)	国(温床税 務署長事務 承継者西成 税務署長)	完結	本件譲渡所得は、所得税法第9条第1項第10号に規定する非課税所得に該当するか否か、	2	1	高橋訟務官 西田実査官	東京地方3		R6.10.11	R8.3.18	棄却					
沖繩	消費税	国(那覇税 務署長)	係属	本件金地金は、消費税法36条5項(棚卸資産の調整規定)が適用される「棚卸資産」に該当するか否か。	4/2	1	廣瀬訟務官 川清実査官 比嘉実査官	東京地方51		R6.10.25	R7.10.30	棄却	東京高 等20	R7.11.18	相手側		
関根	法人税	国(藤岡税 務署長)	係属	原告が子会社等に対してした債権放棄の額が、寄付金の額に該当するか。	2/3	1	杉森訟務官 板垣主査 沢里実査官	東京地方51		R6.10.22							
名古屋	法人税	国(名古屋 中税務署長 事務承継者 昭和税務署 長)	係属	本件コンサルティング料は、法人税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か。 従業員が行った行為が、通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当するか否か。 (消費税)	29/10、 30/10	1	本井訟務官 水谷実査官	名古屋地方9		R6.9.26							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等		第一審		控訴審				上訴審				
都道府県	主税目等	原告等	被告等	争点	処分等	裁判所	事件番号	控訴年月日	控訴日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	
東京	法人税		国(目黒税務署長)	(1)相手側が相手側の代表者から各種情報の提供を受けたとして計上した研究開発費(本件各研究開発費)は、法人税法上の繰延資産に該当し、本件各研究開発費に係る償却費の額を積金の額に算入することができるか否か。また、本件各研究開発費の額は、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に含まれるか否か。 (2)本件において国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。 (消費税)(本人訴訟) (請求金額:10万円、仮執行宣言請求あり)	2/3~4/3	1	池内松務官 中国実査官	東京地方38		R7.5.13	R8.1.16					却下棄却
大阪	所得税		国(北税務署長)	外国子会社合算税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か)	30	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 池谷実査官 久保実査官	大阪地方7		R7.9.9						
東京	所得税		国(菊池税務署長兼事務承継者江東区税務署長)	(1)総所得金額が過大であるとする更正の請求に対して、その更正をすべき理由がないとして行った通知処分が違法があるか否か。 (2)処分行政庁に更正の請求と並びに減額更正をする義務があるか否か。 (本人訴訟)	28	1	伊藤松務官 伊藤実査官	熊本地方3		R6.7.12	R8.2.25					却下棄却
東京	消費税		国(東京上野税務署長)	相手側が、土地と一括で取得した建物の課税仕入れに係る支払対価の額は、固定資産税評価額の比によりあきらかに算出すべきか。	4/12	1	伊藤松務官 米田実査官	東京地方3		R7.9.12						
名古屋	所得税		国(静岡税務署長)	商業会社への会員の貸付を無利息としたことは、所得税法第157条第1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	30~4	1	小畑松務官 服部実査官 和久田実査官	東京地方51		R7.8.11						
東京	所得税		国(横浜中税務署長)	本件各更正請求は、通則法23条1項1号に規定する更正の請求をすることができる場合に該当するか否か。具体的には、相手側が取引先担当者に交付したとする会員が、相手側の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されていないとする誤りがあり、納付すべき税額が過大であるか否か。	30~2	1	馬田松務官 佐藤実査官	横浜地方1		R7.9.24						
関西	所得税		国(西川口税務署長)	(1)本件被事業から生じた所得は、相手側の事業所得に該当するか否か。 (2)本件各東南アジア等事業における支出は、相手側の事業所得に係る必要経費に算入されるか。 (3)本件各車両経費は、相手側の不動産所得に係る必要経費に算入されるか。 (4)フェラーリ取得費用及び本件各車両経費は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 (消費税)	30~3	1	杉森松務官 土屋専門官 沢里実査官	東京地方51		R7.7.17						
東京	法人税		国(麻布税務署長、本所税務署長、芝税務署長、渋谷税務署長)	(1)法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 (2)災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分は、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか。 (3)法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。 (4)法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分(期限内に審査請求をしなかったこと)に国税通則法115条1項の「正当な理由」があるか。 (5)災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分及び法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分(出訴期間内に訴訟を提起しなかったこと)に行政事件訴訟法第14条の「正当な理由」があるか。 (消費税)	4/3、5/3 4/4、5/4	1	相川松務官 田川実査官	東京地方3		R7.9.12						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審				上告審								
種	主税種等	原官等	被告等	経過	審判年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	審判年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	項年年月日	判決日等	結果
福岡	法人税		国(香雅税務署長)	係属	H30/12 ~R2/12	1	田中訟務官 山本実査官	福岡地方1		R7.9.2							
名古屋	相続税		国(岐阜南税務署長)	係属		4	村田訟務官 水野主査	岐阜地方1		R7.9.9							
東京	法人税		国(日本橋税務署長)	係属		3/1、 3/2	嶋田訟務官 柳澤実査官	東京地方51		R7.9.28							
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属		5	林訟務官 入江実査官	東京地方3		R7.10.23							
名古屋	所得税		国(小牧税務署長)	係属		1~4	本井訟務官 水谷実査官	名古屋地方9		R7.9.30							
東京	所得税		国(練馬東相務署長事務承継者之務署長)	係属		13	佐藤訟務官 中村実査官	東京地方3B		R7.10.15	R8.3.10	訴下					
福岡	法人税		国(香雅税務署長)	係属		R3/3~ R4/3	田中訟務官 宮野主査	福岡地方1		R7.10.17							
名古屋	国賠		国	係属		-	立田訟務官 大森実査官	名古屋地方7		R7.9.24							
関信	国賠		国	係属		-	宮地訟務官 板垣主査 山本実査官	東京地方6		R7.11.19							
東京	相続税		国(緑税務署長)	係属		4	出田主任訟務官 松田実査官	横浜地方1		R7.11.11							
福岡	消費税		国(香雅税務署長)	係属		1/8、 1/11、 2/5、 2/7、 2/8、 2/9、 2/10、 2/11、 2/12、 3/1、 3/2、3/3	福岡訟務官 田中実査官	東京地方2		R7.11.19							
福岡	所得税		国(香雅税務署長)	係属		28~1	福岡訟務官 菊元実査官	福岡地方1		R7.10.17							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審			控訴審			上告審							
届	主税目等	原告等	被告等	争点等	課税年度	処分部署	担当官	裁判所	事件番号	送附年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	送附年月日	判決日等	結果
名古屋	所得税(源泉)	国(西税務署長)	保属	本件課税処理は、行政事件訴訟法第3条第2項所定の「処分」に該当するか。	-	1	森岡松務官 和久田実査官	名古屋地方9		R7.12.24							
東京	所得税	国(新宿税務署長)	保属	(1) 相手側が提出した被相続人に係る申告書は、無申告加算税の賦課決定趣分の前提となる期限後申告書に該当するか否か。 (2) 上記(1)の申告書を法定申告期限までに提出しなかったことにつき、相手側の主張が無申告加算税が課されない「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	2~4	1	佐藤松務官 伊藤実査官	東京地方2		R7.12.25							
東京	国賠	国	保属	消費税等の遺付申告に関する対応について、国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。(本人訴訟)(請求金額:2,100,000円 仮執行宣言請求なし)	-	1	大橋松務官 青木主査	横浜地方相模原支部		R8.1.27							
大阪	所得税	国(大阪国税局長)	保属	本件再調査決定に固有の瑕疵が認められるか否か(消費税)	29~5	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 毛利実査官 木山実査官 松浦松務官 堀野専門官 澤田実査官 佐藤実査官	大阪地方2		R7.12.23							
札幌	法人税	国(札幌西税務署長)	保属	本訴は、差止めの訴えの要件(一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずる恐れがある場合に当たるか)を満たすか。	1/10~ 4/10	1	堀野専門官 澤田実査官 佐藤実査官	札幌地方3		R8.1.16							
東京	所得税(譲渡)	国(新宿税務署長)	保属	譲渡された車両(ジャガー)が所得税法38条2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否か。	1	1	林松務官 小池主査	東京地方2		R7.12.26							
大阪	法人税	国(北税務署長)	保属	本件不動産の譲渡は、資産の低額譲渡に該当するか。(消費税)	31/3~ 3/3~ 5/3	2	福田松務官 中子実査官 菅野実査官	東京地方2		R8.1.23							
東京	相続税	国(船橋税務署長)	保属	被相続人の相続財産として申告した不動産の所有権が、公正証書による贈与契約に基づき、被相続人の生前に相続人へ移転していたと認められるか否か。	3	1	柏田松務官 堀野専門官	東京地方2		R8.1.13							
東京	法人税	国(豊島税務署長)	保属	連結親法人であった相手側の被合併法人等が、複数回の株式交換による他の連結グループへの加入、離脱を経た上で新たに連結グループを形成し、その結果、当初の連結グループで生じていた連結欠損金相当額の一部を新たに形成された連結グループの連結所得金額の計算上繰金の額に算入したことが、法人税法132条の3に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるか否か。	30/6、 1/6	3	末安松務官 海老澤専門官	東京地方38		R7.12.26							
東京	法人税	国(船橋税務署長)	保属	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分は、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか。 (3) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。(消費税)	4/11、 5/11	1	相川松務官 田川実査官	東京地方51		R8.2.2							
東京	法人税	国(渋谷税務署長)	保属	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分は、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか。(消費税)	5/4	1	相川松務官 田川実査官	東京地方3		R8.2.2							
名古屋	法人税	国(豊橋税務署長)	保属	原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか。	1/9~ 3/9	1	村田松務官 水野主査	名古屋地方9		R7.12.11							
東京	法人税	国(麻布税務署長)	保属	(1) 特定外国関係会社の適用対象金額の基礎となる基準所得金額の計算上、特定外国関係会社がその子会社から受ける配当の額を、確定申告書に控除明細書の添付がない場合であっても控除することができるか否か。 (2) 確定申告書に控除明細書の添付がなかったことについて「やむを得ない事情」があるか否か。	5/6	3	相川松務官 羽島専門官	東京地方3		R8.2.3							

